

第22回執行委員会

5月18日・5月20日 憲法

千葉駅 駅 戸 駅

5月 労働省・中労委に
労働法37条にもどづき
スト通知

労働大臣 中村太郎殿	動労千葉第1号 1988年5月2日
国鉄千葉動力車労働組合 執行委員長 中野洋	
労働関係調整法第37条にもとづき、下記のとおり争議行為に関する通知をいたします。	
記	
1. 事件 国鉄千葉動力車労働組合（以下「労働千葉」とする）が、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」とする）千葉支社宛に提出した (1) 強制配転 (2) 不当処分 (3) 脱退強要など不当労働行為 に対する「労働千葉申第19号」および「同第21号」に関する争議。	
2. 争議の日時 1988年5月13日零時以降、本件の完全解決に至るまでの期間。	
3. 争議行為の場所 JR東日本が、千葉県内および東京都内で経営する旅客輸送事業および兼営事業に関する全職場。	
4. 争議の概要 前記第3項の場所における同盟罷業を含む各種の争議行為および使用者のロックアウトなどの妨害排除のための対抗行為を、その条件に応じて単独または併用して実施する。	

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二七二〇七

1988.5.10
No. 2811

国鉄千葉動力車労働組合

日刊
労働
千葉

すべての組合員のみなさん！
いよいよ反撃の時を迎えました。

分割・民営化強行から一年、八一年暮れから始まつたヤミ・カラキャンペーンから七年、労働千葉の全組合員は不屈の団結で頑張りぬいて、今までたたかってきました。

現在、分割・民営化の破産・失敗はますます明らかになってきています。だからこそ、その矛盾を覆いかくすために、敵は凶暴な攻撃に打つてでてきてているのです。ヤミ・カラキャンペーン以来、国鉄労働者は一日たりとも気の休まる日はありませんでした。

分割・民営化以前は「お前はクビだ。清算事業団だ。」という攻撃。分割・民営化以降は「出向だぞ。配転だぞ。」というどう喝。そしてとどのつまりが「労働千葉や国労を脱退しろ。」との不当労働行為。職場では、相次ぐ合理化による労働強化、そればかりか、あらゆる問題に差別をもちこみ、屈服強要を迫る奴隸的労務支配。もはやわれわれの怒りと不満は耐え難いものとなっています。「このままでは地獄にたたき落とされる。」これが、すべての国鉄労働者の実感です。

もはや、ガマンすることはできない。この怒りを全面的に解き放ち、力にかけていかなくてはなりません！

「4・1一周年」を期して開始された労働千葉絶滅攻撃にいまこそ反撃を！奴隸の道をキッパリと拒否し、全組合員の強固な団結を築きあげよう！

当局は、直ちに団交に応じ、強制配転、不当処分、兼務はずしを白紙撤回せよ！奴隸的労務支配をただちに中止し、この間の「脱退強要」を全面的に謝罪せよ！

五一八一五一二〇ストを全組合員の総力決起で成功させよう！

第一波ストライキを突破口に、長期波状ストを辞さずたたかいぬこう！